

埼玉県報



埼玉県発行

目次

告示

- 特定非営利活動法人の設立に係る公告 (中央創造) 一
- " " (" ") 一
- " " (" ") 一
- " " (西部創造) 二
- 特定非営利活動法人の定款の変更に係る公告 (北部創造) 二
- さいたま都市計画特別緑地保全地区の決定 (みどり自然課) 三
- 春日部都市計画生産緑地地区の変更 (" ") 三
- 東松山市計画生産緑地地区の変更 (" ") 三
- 富士見都市計画生産緑地地区の変更 (" ") 三
- 羽生都市計画生産緑地地区の変更 (" ") 三
- 飯能都市計画生産緑地地区の変更 (" ") 三
- 志木都市計画生産緑地地区の変更 (" ") 三
- 朝霞都市計画生産緑地地区の変

- 更 (みどり自然課) 三
- 川越都市計画生産緑地地区の変更 (" ") 三
- 草加都市計画生産緑地地区の変更 (" ") 三
- 大規模小売店舗に対する市町村等意見の公示 (商業支援課) 四
- 保安林の指定 (森づくり課) 五
- 測量法に基づく公共測量の終了 (用地課) 五
- 三芳町北松原土地区画整理組合の理事の氏名及び住所の届出 (市街地整備課) 五
- 開発行為に関する工事の完了公告 (飯能県土) 五
- 県道秩父上名栗線の区域の変更 (秩父県土) 五
- 一般国道百四十号の区域の変更 (" ") 六
- 一般国道百四十号の供用の開始 (" ") 六
- 開発行為に関する工事の完了公告 (行田県土) 七

- 開発行為に関する工事の完了公告 (行田県土) 七
- " " (" ") 七
- 灯油の購入に関する契約の相手

- 方等の公示 (経営管理課) 七
- 正誤
- 埼玉県告示第七百二十八号中訂正 (社会福祉課) 七

告示

埼玉県告示第二十二号

特定非営利活動促進法(平成十年法律第七号)第十条第一項の規定により特定非営利活動法人を設立しようとする者から、次のとおり申請書が提出されたので、同条第二項の規定により公告する。

- 三 代表者の氏名 菊地 栄伸
- 四 主たる事務所の所在地 埼玉県さいたま市大宮区天沼町一丁目三九四番地
- 五 定款に記載された目的

この法人は、会員の協働による運営の基、保育が必要とされ又は保育を希望する児童・生徒に対し、心身の健全な発達を援助することにより適切な生活・遊びの場を与え、地域社会との交流により地域の福祉の向上、地域の環境保全及び健全で豊かな地域社会の確立に寄与することを目的とする。

埼玉県告示第二十三号

特定非営利活動促進法(平成十年法律第七号)第十条第一項の規定により特定非営利活動法人を設立しようとする者から、次のとおり申請書が提出されたので、同条第二項の規定により公告する。

- 平成二十年一月八日 埼玉県知事 上田 清司
- 申請のあった年月日 平成十九年十二月二十一日
- 申請に係る特定非営利活動法人の名称 特定非営利活動法人芝川学童保育の会

び翌事業年度の事業計画書及び収支予算書を申請のあった日から二月間、総務部NPO活動推進課及び埼玉県中央地域創造センターにおいて備え置く方法並びにインターネットを利用する方法(埼玉県NPO情報ステーション(<http://www.satamaken-npo.net/>))により縦覧に供する。

平成二十年一月八日

埼玉県知事 上 田 清 司

一 申請のあった年月日

平成十九年十二月二十五日

二 申請に係る特定非営利活動法人の名称

特定非営利活動法人さいたまシニア

ライフアドバイザーの会

三 代表者の氏名

爪川 嗣敏

四 主たる事務所の所在地

埼玉県さいたま市浦和区北浦和二丁目五番一一号

五 定款に記載された目的

この法人は、中高齢者並びに家族の者に対し、心豊かな交流の場等の提供を通じ、生きがいと潤いのある暮らしの向上に、また地域や人々との連帯の向上に寄与することを目的とする。

埼玉県告示第二十四号

特定非営利活動促進法(平成十年法律第七号)第十条第一項の規定により特定

非営利活動法人を設立しようとする者から、次のとおり申請書が提出されたので、同条第二項の規定により公告する。

なお、当該申請に係る定款、役員名簿、

設立趣旨書並びに設立当初の事業年度及び翌事業年度の事業計画書及び収支予算書を申請のあった日から二月間、総務部

NPO活動推進課及び埼玉県中央地域創造センターにおいて備え置く方法並びに

インターネットを利用する方法(埼玉県

NPO情報ステーション(<http://www.satamaken-npo.net/>))により縦覧に供する。

平成二十年一月八日

埼玉県知事 上 田 清 司

一 申請のあった年月日

平成十九年十二月二十一日

二 申請に係る特定非営利活動法人の名称

特定非営利活動法人百年の森づくりの会

三 代表者の氏名

内藤 勝久

四 主たる事務所の所在地

埼玉県さいたま市浦和区高砂三丁目二番九号

五 定款に記載された目的

この法人は、埼玉の母なる川「荒川」流域における植林活動を通じ、森林の持つ多面的機能を学ぶと同時に、森林の恵みを受容し、山村の人々との交流を促進して、森林文化の復興と山村の

活性化を図り、健全な森づくりの推進に貢献することを目的とする。

埼玉県告示第二十五号

特定非営利活動促進法(平成十年法律第七号)第十条第一項の規定により特定

非営利活動法人を設立しようとする者から、次のとおり申請書が提出されたので、同条第二項の規定により公告する。

なお、当該申請に係る定款、役員名簿、

設立趣旨書並びに設立当初の事業年度及び翌事業年度の事業計画書及び収支予算書を申請のあった日から二月間、総務部

NPO活動推進課及び埼玉県西部地域創造センターにおいて備え置く方法並びに

インターネットを利用する方法(埼玉県

NPO情報ステーション(<http://www.satamaken-npo.net/>))により縦覧に供する。

平成二十年一月八日

埼玉県知事 上 田 清 司

一 申請のあった年月日

平成十九年十二月二十日

二 申請に係る特定非営利活動法人の名称

特定非営利活動法人エコライフ飯能

三 代表者の氏名

内沼 征一

四 主たる事務所の所在地

埼玉県飯能市小瀬戸三十六番五

五 定款に記載された目的

この法人は自然環境を大切に守り、少子・高齢化社会が進む中で、真に健康で文化的な生活を営む地域住民に対し、人間愛に基づきまちづくりを積極的に推進し、明るい豊かな地域社会の発展に、寄与することを目的とする。

埼玉県告示第二十六号

特定非営利活動促進法(平成十年法律第七号)第二十五条第四項の規定により

定款の変更の認証を受けようとする特定

非営利活動法人から、次のとおり申請書

が提出されたので、同条第五項において

準用する同法第十条第二項の規定により

公告する。

なお、当該申請に係る変更後の定款並びに当該定款の変更の日の属する事業年度及び翌事業年度の事業計画書及び収支

予算書を申請のあった日から二月間、総

務部NPO活動推進課及び埼玉県北部地

域創造センターにおいて備え置く方法並

びにインターネットを利用する方法(埼玉

県NPO情報ステーション(<http://www.satamaken-npo.net/>))により縦覧

に供する。

平成二十年一月八日

埼玉県知事 上 田 清 司

一 申請のあった年月日

平成十九年十二月二十七日

二 特定非営利活動法人の名称

特定非営利活動法人ライフサポート

三 代表者の氏名

松島 民幸

四 主たる事務所の所在地

埼玉県深谷市岡部二千十四番地一

五 定款に記載された目的

この法人は、高齢者や障害者の一人ひとりが大切にされ、各人の能力が発揮できる地域社会を実現することを目的とする。

埼玉県告示第二十七号

さいたま市からさいたま都市計画特別緑地保全地区の決定に係る図書の写しの送付を受けたので、都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十条第二項の規定により、当該図書の写しを埼玉県環境部みどり自然課において縦覧に供する。

平成二十年一月八日

埼玉県知事 上 田 清 司

埼玉県告示第二十八号

春日部市から春日部都市計画生産緑地地区の変更に係る図書の写しの送付を受けたので、都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十一条第二項において準用する同法第二十条第二項の規定により、当該図書の写しを埼玉県環境部みどり自然課において縦覧に供する。

平成二十年一月八日

埼玉県知事 上 田 清 司

埼玉県告示第二十九号

東松山市から東松山都市計画生産緑地地区の変更に係る図書の写しの送付を受けたので、都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十一条第二項において準用する同法第二十条第二項の規定により、当該図書の写しを埼玉県環境部みどり自然課において縦覧に供する。

平成二十年一月八日

埼玉県知事 上 田 清 司

埼玉県告示第三十号

富士見市から富士見都市計画生産緑地地区の変更に係る図書の写しの送付を受けたので、都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十一条第二項において準用する同法第二十条第二項の規定により、当該図書の写しを埼玉県環境部みどり自然課において縦覧に供する。

平成二十年一月八日

埼玉県知事 上 田 清 司

埼玉県告示第三十一号

羽生市から羽生都市計画生産緑地地区の変更に係る図書の写しの送付を受けたので、都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十一条第二項において準用する同法第二十条第二項の規定により、当

該図書の写しを埼玉県環境部みどり自然課において縦覧に供する。

平成二十年一月八日

埼玉県知事 上 田 清 司

埼玉県告示第三十二号

飯能市から飯能都市計画生産緑地地区の変更に係る図書の写しの送付を受けたので、都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十一条第二項において準用する同法第二十条第二項の規定により、当該図書の写しを埼玉県環境部みどり自然課において縦覧に供する。

平成二十年一月八日

埼玉県知事 上 田 清 司

埼玉県告示第三十三号

志木市から志木都市計画生産緑地地区の変更に係る図書の写しの送付を受けたので、都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十一条第二項において準用する同法第二十条第二項の規定により、当該図書の写しを埼玉県環境部みどり自然課において縦覧に供する。

平成二十年一月八日

埼玉県知事 上 田 清 司

埼玉県告示第三十四号

朝霞市から朝霞都市計画生産緑地地区

の変更に係る図書の写しの送付を受けたので、都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十一条第二項において準用する同法第二十条第二項の規定により、当該図書の写しを埼玉県環境部みどり自然課において縦覧に供する。

平成二十年一月八日

埼玉県知事 上 田 清 司

埼玉県告示第三十五号

川越市から川越都市計画生産緑地地区の変更に係る図書の写しの送付を受けたので、都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十一条第二項において準用する同法第二十条第二項の規定により、当該図書の写しを埼玉県環境部みどり自然課において縦覧に供する。

平成二十年一月八日

埼玉県知事 上 田 清 司

埼玉県告示第三十六号

八潮市から草加都市計画生産緑地地区の変更に係る図書の写しの送付を受けたので、都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十一条第二項において準用する同法第二十条第二項の規定により、当該図書の写しを埼玉県環境部みどり自然課において縦覧に供する。

平成二十年一月八日

埼玉県知事 上 田 清 司

埼玉県告示第三十七号

大規模小売店舗立地法(平成十年法律第九十一号)第八条第一項及び第二項の規定による意見の概要について、同条第三項の規定により公告し、及び当該意見を次のとおり縦覧に供する。

平成二十年一月八日

埼玉県知事 上田清司

一 意見の概要

イ 大規模小売店舗の名称及び所在地

コジマNEW北本店

北本市北中丸一丁目六番ほか

ロ 同法第八条第一項の規定によるその他の意見の概要

騒音・振動等の対策について

建築工事に関する騒音対策等の対策

店舗の建設工事にあたつては、工事期間、工事内容及び工事車両の経路等の工事計画について、事前に近隣関係者に説明するとともに、徹底した騒音・振動の削減に努めること。

搬出入車両等による騒音等の対策

早朝及び深夜時における搬出入車両等による騒音・振動については、周辺住民の生活環境に多大なる影響があるため、荷捌き作業(アイドリング、フオークリフト等の騒音)や廃棄物収集作業等に伴う騒音・振動及び営業騒音(アナウンス等の営業活動)について、近隣住居等に影響を与えないよう配慮し、関係従業員の騒音防止意識の徹底、騒音・振動の削減に努めること。特に夜間については、駐車場の一部を閉鎖し、住宅地側の駐車場に駐車できないようにする等の対策をとること。

低周波騒音の対策

空調及び冷蔵・冷凍庫等の室外機による低周波騒音については、現行では基準値等の規制はないが、低周波音による周辺住民へのさまざまな心身等への影響を考慮し、自発的な対応を図ること。

埼玉県生活環境保全条例の規定を遵守すること。

新規開店であるので、店舗オープン後も周辺生活環境の保持に十分配慮

し、公害苦情があった場合はすみやかに誠意をもった対応をお願いしたい。看板照明(ネオン)及び駐車場の照明の位置、明るさを考慮し、周辺住民に迷惑がからぬよう配慮すること。

廃棄物処理対策について

廃棄物の処理については、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」等関係法令に基づき、適正に処理すること。

リサイクルボックスの設置及びその処理、ノーレジ袋、マイバッグ運動を推進して、リサイクルの推進とごみの減量に努めること。

通学路の安全確保について

工事期間中は、登下校時の児童・生徒の安全確保を図るため、交通指導員を配置すること。

工事者利用等の交通整理、通学道路の歩行スペースの確保、注意を喚起する表示を設置すること。

来店者の車両がどのように店舗駐車場に進入するかルートを明確にすること。

店舗開店直後については、交通混雑が予想される。については、通学路上の交差点等に交通指導員を配置し、安全確保に努めること。

店舗開店当日及び催し物開催日等において、学校周辺の道路に来店者の車両が進入しないようにすること。

交通安全対策について

国道十七号バイパスと南大通り線東端の本宿五丁目のT字交差点は大型車等の交通量が多いので、誘導員を配置する等安全を図ること。

駐車場の出入り口は、誘導員を配置する等の安全確保を図ること。地域商工業の振興について

「北本市大規模小売店舗等の立地に伴う市及び設置者等の役割を定める条例」を遵守すること。

周辺商店等との連携、協調を図るため、商工会に加盟すること。

就労対策について

市民の生活基盤の安定を図るため、地元雇用を促進すること。

二 縦覧期間

平成二十年一月八日から平成二十年二月八日まで

三 縦覧場所

埼玉県産業労働部商業支援課
埼玉県中央産業労働センター

埼玉県告示第三十八号

森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第二十五条の二第二項の規定により、次のように保安林の指定をする。
平成二十年一月八日

埼玉県知事 上田清司

一 指定保安林の所在場所

入間郡越生町大字越生字高取一・二四の一、字倉田一〇四六の二、一〇四九、一〇五〇、字堂平一・二〇、字中丸一・〇四

二 指定の目的

公衆の保健

三 指定実施要件

(一) 立木の伐採方法

- 1 主伐に係る伐採種は定めない。
- 2 主伐として伐採することができ
る立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとす

る。

- 3 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

- (二) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

次のとおりとする。

〔次のとおり〕は、省略し、その関係書類を埼玉県庁及び越生町役場に備え置いて縦覧に供する。〕

埼玉県告示第三十九号

平成十九年埼玉県告示第千四百十号で公示した公共測量(四級基準点測量及び四級水準測量)は、平成十九年十二月七日終了した旨測量計画機関の長である行田市長工藤正司から通知を受けたので、測量法(昭和二十四年法律第百八十八号)第三十九条において準用する同法第十四条第三項の規定により公示する。

平成二十年一月八日

埼玉県知事 上田清司

埼玉県告示第四十号

土地区画整理法(昭和二十九年法律第百十九号)第二十九条第一項の規定により、三芳町北松原土地区画整理組合から理事の氏名及び住所の届出があったので、次のとおり公告する。
平成二十年一月八日

退任した理事の氏名及び住所

氏名 住 所
仲野 義 信 ふじみ野市大井八〇六番地

埼玉県知事 上田清司

埼玉県飯能県土整備事務所長告示第一号

都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第三十六条第三項の規定により、次の開発行為に関する工事が完了したので、公告する。
平成二十年一月八日

埼玉県飯能県土整備事務所長
根岸 功

許可番号
平成十九年十二月二十六日

指令飯整第一八〇〇四一号

二 検査済証番号

平成十九年十二月二十七日

飯整第一九〇〇五一号

三 開発区域に含まれる地域の名称

入間郡毛呂山町大字市場字北原九四

〇番一・二、一三、二〇、九四三番六

四 開発許可を受けた者の住所及び氏名

毛呂山町大字下川原七九〇番地一

大森 泰宏

埼玉県秩父県土整備事務所長告示第一号

道路法(昭和二十七年法律第百八十号)第十八条第一項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。

その関係図面は、平成二十年一月八日から三十日間埼玉県県土整備部道路環境課及び埼玉県秩父県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

平成二十年一月八日

埼玉県秩父県土整備事務所長 須加和隆

一 道路の種類 県道

二 路線名 秩父上名栗線

三 道路の区域

埼玉県秩父県土整備事務所長告示第二号

道路法(昭和二十七年法律第八十号)第十八条第一項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。

その関係図面は、平成二十年一月八日から三十日間埼玉県県土整備部道路環境課及び埼玉県秩父県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

平成二十年一月八日

埼玉県秩父県土整備事務所長 須加和隆

| 旧新別 | 区 | 間 | 敷地の幅員 (メートル) | 延長 (メートル) | 備考 |
|-----|-------------------------------|---|------------------|--------------|-------------|
| 新 | 秩父市本町一四〇八番二地先から同市中町一三二五番一地先まで | | 一六・〇〇〃 一三二・四一 | 五〇五・〇〇 | 街路整備工事による拡幅 |
| 旧 | | | 九・六〇〃一四・六〇 | | |

| 旧新別 | 区 | 間 | 敷地の幅員 (メートル) | 延長 (メートル) | 備考 |
|-----|---------------------------------------|---|-----------------|--------------|----------|
| 新 | 秩父市大滝字大達原五二一九番二地先から同市大滝字大達原四四九二番二地先まで | | 一三・五〇〃 二四・〇〇 | 二九〇・〇〇 | 道路災害防除工事 |
| 旧 | | | 九・〇〇〃 一五・五〇 | | |

埼玉県秩父県土整備事務所長告示第三号

道路法(昭和二十七年法律第八十号)第十八条第二項の規定に基づき、次のように道路の供用を開始する。

その関係図面は、平成二十年一月八日から三十日間埼玉県県土整備部道路環境課

及び埼玉県秩父県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

平成二十年一月八日

埼玉県秩父県土整備事務所長 須加和隆

| 路線名 | 供用開始の区間 | 供用開始の期日 | 備考 |
|-------|--|-----------|--|
| 百四十二号 | 秩父市荒川上田野字錦一七五九番三地先から同市荒川上田野字安戸二二四二番一地先まで | 平成二十年一月八日 | 平成十九年一月二十三日埼玉県秩父県土整備事務所長告示第一号で変更した区域の供用開始である。 延長 五九二・七〇メートル |

埼玉県行田県土整備事務所長告示第一号
 都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第三十六条第三項の規定により、次の開発行為に関する工事が完了したので、公告する。

平成二十年一月八日

埼玉県行田県土整備事務所長

並 木 孝 之

一 許可番号

平成十九年十二月十八日

指令行整第一九〇〇二七一号

二 検査済証番号

平成十九年十二月十九日第三十七号

三 開発区域に含まれる地域の名称

北埼玉郡騎西町大字外田ヶ谷字宮五

三八―三

四 開発許可を受けた者の住所及び氏名

行田市本丸二二二―二四

田嶋 大輔



埼玉県行田県土整備事務所長告示第二号

都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第三十六条第三項の規定により、次の開発行為に関する工事が完了したので、公告する。

平成二十年一月八日

埼玉県行田県土整備事務所長

並 木 孝 之

一 許可番号

平成二十年一月八日

埼玉県行田県土整備事務所長

二 検査済証番号

平成十九年十二月二十日第二十九号

三 開発区域に含まれる地域の名称

北埼玉郡大利根町大字道目字上新田

平成十九年十二月二十日
 指令行整第一九〇〇八一号
 二 検査済証番号

平成十九年十二月二十日第二十九号

三 開発区域に含まれる地域の名称

北埼玉郡騎西町大字鴻荃字北谷二一

五四―三、一四

四 開発許可を受けた者の住所及び氏名

北本市本宿五―八二―一

株式会社シーエーエー 代表取締役

浅田 秀夫



埼玉県行田県土整備事務所長告示第三号

都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第三十六条第三項の規定により、次の開発行為に関する工事が完了したので、公告する。

平成二十年一月八日

埼玉県行田県土整備事務所長

並 木 孝 之

一 許可番号

平成十九年十月十五日

指令行整第一七〇二六〇二号

二 検査済証番号

平成十九年十二月二十六日第三十五号

三 開発区域に含まれる地域の名称

北埼玉郡大利根町大字道目字上新田

七五七―一

四 開発許可を受けた者の住所及び氏名
 北埼玉郡大利根町大字道目七八五
 秋間 仁



埼玉県病院事業告示第一号

WTOに基づく政府調達に関する協定の適用を受ける調達について、契約の相手方を決定したので、次のとおり公示する。

平成二十年一月八日

埼玉県病院事業管理者

伊 能 睿

1 購入等件名及び数量

灯油 JIS1号 935,000ℓ

2 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地

1 埼玉県立循環器・呼吸器病センター

1 埼玉県熊谷市坂井1696番地

(2) 埼玉県立がんセンター 埼玉県北足立郡伊奈町小室818番地

(3) 埼玉県立精神医療センター 埼玉県北足立郡伊奈町小室818番地2

3 落札者を決定した日

平成19年12月20日

4 落札者の氏名及び住所

関彰商事株式会社 久喜支店

埼玉県久喜市江面1663―1

5 落札金額

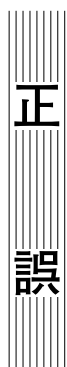
81.9円(1ℓ当たりの単価)

6 契約の相手方を決定した手続

一般競争入札

7 入札の公告又は公示を行った日

平成19年11月9日



埼玉県告示第千七百二十八号(平成十九年十一月二十七日第千九百三十一号)中訂正

誤

医療法人社団 紅花会

正

医療法人財団 紅花会

ページ 表中 行

十四 開設者名 後ろから十一

| |
|---|
| 発行日 |
| 毎週 火曜日・金曜日 |
| 購読料金 |
| 一年四万三千四百円 (郵便料金を含む) |
| 発行者 |
| 埼玉県 さいたま市浦和区高砂三丁目十五番一〇号 四八―八二四―二二一―(代表) |
| 埼玉新聞社 http://www.pref.saitama.lg.jp/A01/BA00/kenpouhome/fr_top.htm |
| 印刷所 |
| 関東図書株式会社 さいたま市南区別所三―一―一〇 四八―八六二―二九〇―(代表) |